

インフルエンザが流行期に入りました ～予防の徹底を～

感染症法に基づき実施している感染症発生動向調査において、2025年第42週(2025年10月13日～2025年10月19日分)のインフルエンザの1定点当たりの患者報告数(定点数：58医療機関)が、県全体で「1.38」となり、流行期入りの目安である「1.0」に達しました。学校等欠席者・感染症情報システムにより、学校においても学級閉鎖数が増加したことから今後、県内で感染拡大していく可能性があります。

県民の皆様は、基本的な感染対策を改めて徹底していただくことにより、感染拡大防止に努めていただくよう注意を呼びかけるものです。

インフルエンザの週別定点当たり患者数

		第38週 9/15～9/21	第39週 9/22～9/28	第40週 9/29～10/5	第41週 10/6～10/12	第42週 10/13～10/19
全国		0.78	1.04	1.56	2.36	-
滋賀県		0.30	0.24	0.24	0.62	1.38
県内 保健所	大津市	0.58	0.77	0.92	1.54	2.69
	草津	0.23	0.08	0.08	0.69	1.92
	甲賀	0.57	0.14	0.00	0.14	0.43
	東近江	0.13	0.00	0.13	0.13	0.75
	彦根	0.29	0.29	0.00	0.00	0.57
	長浜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.57
	高島	0.00	0.00	0.00	1.67	1.00

感染対策について

- ・ 医療機関や高齢者施設を訪問するとき等、場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
- ・ 帰宅時や共用物を触った後は、手洗いをしましょう。
- ・ 定期的に換気しましょう。特に、高齢者施設や障害者施設では、同一部屋に人が複数人滞在するときは、換気により空気が滞留しないように工夫しましょう。
- ・ 栄養と休養を十分にとりましょう。
- ・ 発症・重症化を防ぐために、ワクチンの接種をご検討ください。
- ・ 症状や重症化リスクに応じた医療機関の受診にご協力ください。また、受診の際は、事前に電話等で受診方法を確認してください。

参考情報

Q1 インフルエンザとはどのような病気ですか？

インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

Q2 流行する時期は？

季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

一方、新型コロナウイルス感染症が2020年以降に世界的に流行してから、新型コロナウイルス感染症そのものや、その流行に対する個人の行動や公衆衛生上の対応等により、インフルエンザの発生動向や関連する指標の動向が例年と大きく変わりました。

Q3 どのようにして感染するのですか？

患者が発症初期に排出する飛沫と呼ばれる咳をしたときの「しぶき」を、他者が吸い込むことによって感染する飛沫感染と、他者が患者の便に接触し、手洗いが不十分な場合にウイルスが経口的に感染する接触感染があります。

Q4 治療方法は？

対症療法のほかに抗インフルエンザ薬が6種類あります。その効果はインフルエンザの症状が出始めてからの時間や病状により異なり、また、抗インフルエンザ薬の投与は全ての患者に対しては必須ではないため、使用する・しないは医師の慎重な判断に基づきます。

抗インフルエンザウイルス薬の服用を適切な時期（発症から48時間以内）に開始すると、発熱期間は通常1～2日間短縮され、鼻やのどからのウイルス排出量も減少します。なお、症状が出てから2日（48時間）以降に服用を開始した場合、十分な効果は期待できません。使用する際には用法、用量、期間（服用する日数）を守ることが重要です。

Q5 インフルエンザにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのか？

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。

排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布製マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

現在、学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。

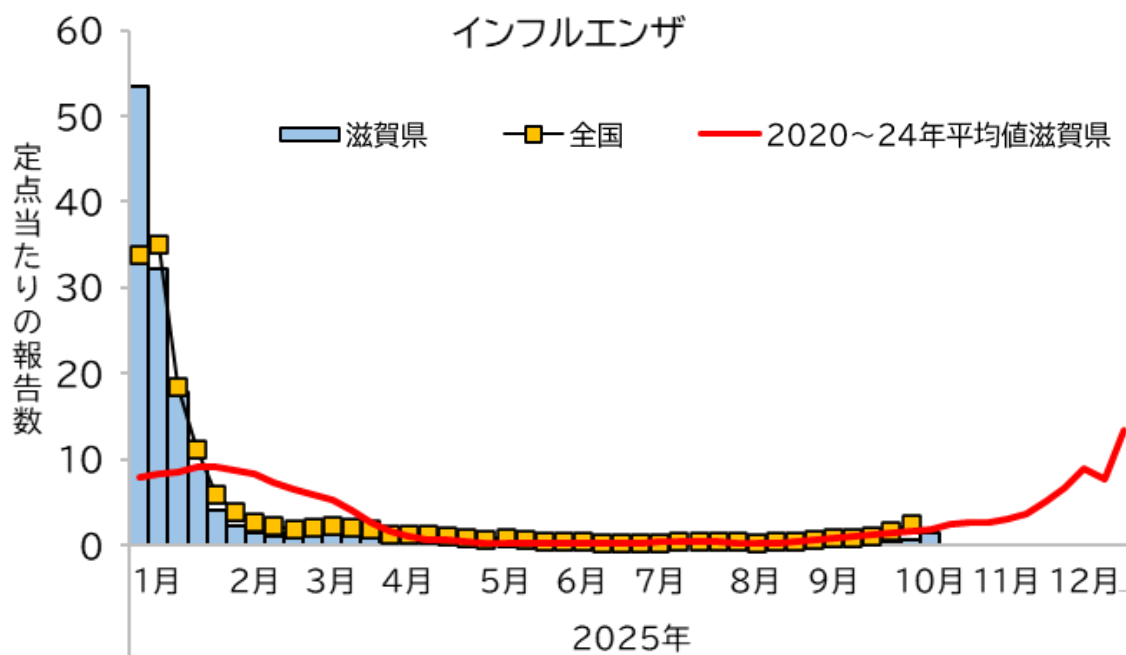
Q6 前回の流行入りの発令は？

令和6年11月に発令しています。それ以前は、令和5年9月、令和5年1月、令和元年11月に発令しています。

Q7 定点あたり報告数とは？

人口および医療機関の分布等を勘案して滋賀県が定めた患者定点（医療機関）で患者を診断した場合に、週単位で保健所へ報告される感染症を定点把握疾患と言い、報告された患者数を患者定点の数で除した値を「定点あたり報告数」と言います。

2025年第1週-第42週および過去5年平均(インフルエンザの発生動向)



資料提供: 滋賀県感染症情報センター